

令和5年第11回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和5年11月21日（火） 午後3時00分から午後4時23分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 佐藤 光好
一番委員 岡田 史絵
二番委員 廣津留すみれ
三番委員 古城 一
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
教育総務課長	安東 英児
学校教育課長	江隈 英明
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小池 桂子
教育総務課参事	額賀 寛

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子
教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 3名

7 議題

(1) 議案

(教議第71号) 令和5年度12月補正予算について

(教議第72号) 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

(教議第73号) 大分市公民館条例及び大分市公民館使用料徴収条例の一部改正について

(教議第74号) 公の施設に係る指定管理者の指定について

(教報議第17号) 令和6年度当初予算要求について

(教議第75号) 県費負担教職員の処分の内申について

(教議第76号) 教育財産の取得の計画について

(教議第77号) 大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

(教議第78号) 教育財産の取得の計画について

(2) 報告事項

①令和6年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について

②大分市奨学資金制度検討委員会について

③大分市立大在東小学校の校章、校歌について

④大分市立中学校部活動地域移行検討委員会について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和5年第11回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後3時00分 開会)

教育長

本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

教育長

会議に先立ち署名委員を一番委員、五番委員にお願いします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第71号「令和5年度12月補正予算について」から教報議第17号「令和6年度当初予算要求について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあること、教議第75号「県費負担教職員の処分の内申について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第71号から教議第75号までの6議案の議案審議は秘密会とします。

残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第76号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
学校施設課長

教議第76号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、国宗教育委員会所有地に係る教育財産の取得の計画について、ご決定をいただこうとするものでございます。

国宗教育委員会所有地は、現在、通称「国宗グラウンド」と呼ばれ、本場鶴崎踊の際の駐車場や様々な地域活動の場として利用されておりますが、令和3年度に大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会において、大分県への有償譲渡が決定いたしました。現在、関係機関と調整しているところでございますが、敷地内には、教育委員会が所管する土地以外に里道及び水路がありますことから、土木管理課から所管換しようとするものでございます。

なお、取得予定年月日は、令和5年11月30日でございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第77号「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長

教議第77号「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年度の3学期から導入予定の「中学生の学校給食費無償化」にあたり、大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則について所要の改正を行おうとするものでございます。

学校給食費は、小学生、中学生ともに、原則、保護者が負担することとなっておりますが、生活に困窮する保護者につきましては、特別支援教育就学奨励費制度、就学援助制度、生活保護制度等によって、

給食費の全額または一部が支給されております。

次に、2「令和6年1月9日以降の負担」につきましては、小学生におきましては、給食費の費用負担に変更はございませんが、中学生におきましては、これまで保護者が負担していた給食費及び就学援助制度で支給されていた給食費を無償化の対象とし、本市が負担してまいります。

なお、特別支援教育就学奨励費制度や生活保護制度の対象者につきましては、引き続き、当該制度を適用し、給食費を支給することにより、これまで同様に保護者の負担はございません。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第78号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長

教議第78号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市大分中央公民館に係る教育財産の取得の計画についてご決定いただくとするものであり、現在建設中の荷揚町小学校跡地複合公共施設に大分中央公民館を移転することに伴う公民館部分の建物の取得、並びに旧荷揚町小学校体育館を大分中央公民館市民体育館として活用するための建物及び土地の取得を行うものでございます。

なお、複合施設内の中央公民館部分の延床面積は、561.78平方メートル、大分中央公民館市民体育館の延床面積は1203.43平方メートル、土地の面積は1147.69平方メートルであり、取

なお、「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」により、南大分地区、大南地区、及び坂ノ市地区につきましては、地区公民館区域内に市立幼稚園が1園のみとなるため、同基準の例外規定に従って、休園といたしますが、次年度以降も園児募集は行っていく予定でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

坂ノ市幼稚園が休園ということですが、基本的には近隣の大在幼稚園をご案内するのでしょうか。距離が遠いと心配ですので質問いたしました。

教育総務課参事

坂ノ市幼稚園につきましては、近隣に坂ノ市こども園、和光こども園、カトリック坂ノ市幼稚園等、近隣に私立の保育園、子ども園等がございますのでそちらもご案内させていただくことになるかと聞いております。費用につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、どちらに通っても無償でございますので、同じような保育が提供できると考えております。

委員

私立の幼稚園等の定員は問題ないという認識でよろしいでしょうか。

教育総務課参事

そのように伺っております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項2点目「大分市奨学資金制度検討委員会について」ご報告申し上げます。

本市では、既存の奨学資金制度の見直しを含め、新たな奨学資金制度について調査・検討を行う「大分市奨学資金制度検討委員会」を8月17日に立ち上げ、これまで計4回開催する中で、積極的なご議論をいただき、新制度の原案を作成いたしました。

具体的な内容につきましては、「進学を志す学生の経済的な負担軽減と卒業後に大分で活躍する人材の育成・確保すること」を目的とし

た、返還免除型奨学資金制度を考えております。

1、貸与金額につきましては、入学一時金として、県内進学者に50万円、県外進学者に80万円、学費として、前期25万円、後期25万円の合計50万円であり、最短修学期間貸与することとしております。

次に、2、応募資格につきましては、大分市内の高等学校等に在籍している者、または、保護者が大分市内に住所を有し、かつ市外・県外の高等学校等に在籍している者で、大学・短大・専門課程の専修学校に出願予定の高校3年生であること、進学にあたり経済的な支援を希望し、かつ、卒業後大分市で貢献・活躍する強い意志を持っている者であること、学業・人物ともに優秀と認められる者であることとしております。なお、所得要件は設けておりません。

次に、3、選考方法・募集人員でございます。選考方法といたしまして、大分市内の高等学校等に在籍している者に対しましては、各学校が、学業成績や人物概評などを基に書類選考や面接を行い、推薦者を決定し、その推薦者に対し市が面接を行い、奨学生を決定することとしております。また、市外・県外の高等学校等に在籍している者に対しましては、市が書類選考や、小論文・面接の実施により奨学生を決定することとしております。

募集人員につきましては、市内高等学校等からそれぞれ1名、市外・県外高等学校等から1名の合計29名以内としており、国や県など他の奨学金制度との併用は可能としております。

次に、5、返還免除要件につきましては、定住促進や人材確保を目的として、この制度を利用して卒業後、5年間大分市内に居住すること、または、5年間大分市内事業所に就業することの要件を満たせば、1年経過するごとに貸与金額の5分の1を返還免除とし、5年後には全額が返還免除となる段階的免除を行うこととしております。なお、「市内事業所に就業」については、「市内事業所等に雇用され、市外にある支社・支店等に勤務している場合」なども認めることとしております。

次に、6、イメージ図でございますが、上の図は、県外の6年制課程の大学進学を想定し、入学一時金を80万円、学費を年額50万円で6年間、在籍時総額380万円の貸与を受けて、卒業後、即、市内に居住するなどの返還免除要件を満たした場合となります。この場合、卒業後1年を経過するごとに貸与総額380万円の5分の1である76万円の返還が段階的に免除され、5年後には380万円の全額が返還免除となります。

下の図は、大学卒業後、一定の猶予期間を設ける場合となり、大学卒業後、さらに進学することなどにより、返還免除要件を満たすことができない場合も想定されますことから、最大5年間の返還猶予期間を設けることとしております。

検討委員会におきましては、この新制度の原案について、より良いものとなるよう検討を進めているところであり、今後につきましては、検討委員会からこれまでの検討結果を中間報告として教育長へ報告、その後、市が報告を基に新制度案を作成し、パブリックコメントを実施して、広く市民のご意見を伺う予定としております。

以上でございます。

教育長

この奨学金につきましては、全国的にも例を見ないような奨学金となっており、現在、検討の段階ではありますが、審議の様子をお伝えしたところです。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

他市の事例を参考に設計されたのではなく、非常に独創的な奨学金制度ということで感服しました。希望者も多いのではないのでしょうか。他にはない奨学金制度ということですし、ネーミングを工夫するなどして、大分からよいニュースが発信できるとよいと思います。

1つ質問ですが、返還免除要件の「5年間市内に居住」とは、例えば、県外の企業に就職してリモートワークや遠隔地採用等で大分市に居住している方々を想定しているということでしょうか。それとも市内に居住していればどこに勤めていてもよいということでしょうか。

学校教育課長

現在、検討中ではございますが、市内の事業所に就業した方が県外

に出向していたり、県外に居住していても市内の事業所のリモートワークを行っていたりするなど、さまざまな形があると思います。いずれの場合も条件を満たせば認めていく方向でございます。

委員 一法人の経営者としては、今、採用が年々厳しくなっている状況ですので、ありがたいことですし、楽しみにしております。

委員 募集人員のうち大分市内の高等学校等に在籍している者についてです。各高等学校の生徒数やその学校から大学、短大、専修学校等に進学する人数は異なると思いますが、各高等学校等から一律に1名ということで、1名以上は採らないということでしょうか。その辺りの議論はどのようにされているのでしょうか。

学校教育課長 当初、人数の枠を決めて一般公募するという話もございましたが、議論する中で、子どもたちにはさまざまな職業に就いて大分市で活躍してもらいたいとのことから、実業系などの学科等も踏まえ、各高等学校から1名ずつ募集することとしております。また、選考方法につきましても、生徒に接している先生方に行っていただくことで、よりふさわしい生徒を選考してはどうかという案となっております。

委員 例えば、ある高等学校等から推薦者がなく、29名に達しない場合、その分を他校から募集するようなことはしないのでしょうか。

学校教育課長 その議論もございましたが、追加募集をどの高等学校に行うのかなど選考方法の難しさもあることから追加募集を行わず、29名以内となっております。

委員 返還免除要件では、猶予期間は最大5年とされていますが、6年後に首都圏から大分市に戻ってきた場合はどうなるのでしょうか。

学校教育課長 5年の条件に叶わない場合は、返済の手続きをとるような案となっております。

委員 例えば、76万円を返還しておいて、大分に戻って来たということで残りは免除の対象ということにはならないのでしょうか。

学校教育課長 検討委員会の議論の中では、例えば4年制大学卒業後に大学院に進学したり、休学して別のことを行っていたりときさまざまなケースが考えられ、場合分けが非常に難しいため、きちんとルール化していこう

ということでございます。

委員 開始はいつからでしょうか。

学校教育課長 検討委員会の議論の進捗もでございますので、現状ではできるだけ早くと考えております。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼 学校施設課長 報告事項3点目「大分市立大在東小学校の校章、校歌について」ご報告申し上げます。

1. 選考の経過についてでございますが、令和4年4月に大在東小学校開設促進期成会から地元大在地区へ校章と校歌の募集を行い、令和4年9月から令和5年11月までに計4回の選考委員会を経て、決定いたしました。

なお、選考委員会の構成につきましては、大在地区自治会連合会役員や大在小学校PTA会長等の地元大在地区の関係者、計9名で構成されております。

次に2. 校章についてでございますが、左側の校章につきましては、地元大在地区から2作品、大在小学校の児童から校内選考を経た5作品の、計7作品の応募があり、選考の結果、大在小学校3年生の作品を採用いたしました。

この校章は、大在東の東という文字を中心に配し、大分市の花であるサザンカをデザイン化したものであり、「困難に打ち克つ」という花言葉から、作成した児童の「難しいことでも一生懸命がんばって乗り越える」という思いが込められておりますとともに、学校は様々な個性が集まる場所であることから、花びらの色を虹色で表現した作品となっております。

また、右側の校旗につきましては、校章との色のバランスを考慮したのとなっております。

次に3. 校歌についてでございますが、校章と同様に、作詞、作曲ともに地元大在地区からそれぞれ1作品の応募がございました。

歌詞は、詩人の木村永遠さんの作品を原案として、児童から募集した「校歌の歌詞に入れたい言葉」を組み合わせで完成しております。

また、作曲は、シンガーソングライターの中堀賢機さんの作品を原案として、県立芸術文化短期大学音楽科の遠藤信一教授に補作という形でご協力いただき、完成しております。

それでは、完成いたしました校歌につきまして、時間の関係上、1番のみを聴いていただきたいと存じます。（校歌を聴く）

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

のびのびしていてすてきなメロディだと思いました。伴奏の音が多くて小学生にはなかなか大変だと感じましたが楽しみにしています。

次長兼

学校施設課長

伴奏につきましては、先生が弾くバージョンと、子どもが弾くバージョンとオーケストラバージョンといろいろと考えてくださっております。今回は、作曲した教授に弾いていただきました。

教育長

CDの歌唱はどなたがなさったのでしょうか。

次長兼

学校施設課長

県立芸術文化短期大学音楽科の専攻科の学生でございます。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項4点目「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会について」ご報告申し上げます。

本検討委員会につきましては、第1回を10月24日に、第2回を11月14日に開催し、本市における休日の部活動の地域移行の方策等につきまして審議を進めているところであり、本資料は、検討委員会にて提示したものでございます。

移行全体のイメージといたしましては、「1つの方策にとらわれず、複数の方策により生徒に対する専門的な指導と、教員の部活動に係る負担軽減を可能とする体制を構築する」こととし、右側の「移行の方策」にあります主に4つの方策にて移行を進めていくこととして

おります。いずれの方策を選択した場合においても中段に記載しておりますような課題への対応を検討していく必要がございます。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年度までに課題解決に向けて検討するとともに、令和12年度までに休日の部活動を地域へ移行するよう進めてまいります。

次に、別紙2につきましては、先ほどの4つの方策を具体的に説明したものであり、4つの方策が本市の現状に合ったものとなるよう、部活動の現状把握と課題解決に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に別紙3につきましては、休日の地域移行に関するスケジュール(案)であり、令和5年度から令和12年度までを3期に分け、その期間の取組内容、部活動の実施体制等を示しております。

第2回検討委員会では、各委員よりそれぞれのお立場から、総合型地域スポーツクラブの取組や大分市中学校体育連盟の主催大会への参加規程、また吹奏楽コンクールへの参加規程の変更等、各団体の状況を含めたご意見をいただいております。

また、年内に実施を予定している小学校5・6年生とその保護者、中学校1・2年生とその保護者及び中学校の教職員に対するアンケート調査に関して、質問内容や回答方式についてもご意見をいただいたところでございます。

今後はアンケート結果を踏まえ、令和6年2月の第3回検討委員会にて移行の方策等の検討をさらに進めていく予定でございます。

以上でございます。

教育長

県の指針では令和7年度末までの移行を目指すことになっていますが、現在検討を進める中で、年度末を目指しつつも、単に時間的な期限だけを問題にするのではなく、子どもたちのためにしっかりとした部活動改革となるように勧めていきたいと思っています。ですから、若干先延ばしするような形での計画でありますし、これが単なる教職員の働き方改革と捉えられることのないよう、子どもの視点に立って考えていきたいと思っています。また、情報交換の中では、どこの自

治体も対応に大変悩んでおり、令和7年度末までの移行はなかなか難しい状況にあるということです。

教育長 ご質問などございませんか。

委員 県の委託事業で大分市でもパイロット的に行っていることがあると思うのですが、それがどのように生かされるのか教えてください。

体育保健課長 令和3年度と4年度に委託事業を実施いたしました。部員数の関係から途中で対象の部活が変わるなど課題等もございました。それらを踏まえ、特に周辺部の学校の部活動の対応につきましては、検討委員会にて取り上げてまいりたいと考えております。

委員 休日にお任せするような対応と平日の対応とをうまくつなげていくということが、非常に難しいと思います。

体育保健課長 現在は、休日の部活動の移行について検討しているところございますが、国としては最終的には平日の部活動の移行まで進める意向があると聞いております。現状では、過渡期にどのように運用するかが課題となってくると想定しており、都市部であれば1つの方策で対応できるのかもしれませんが、本市の状況であれば先程ご説明申し上げたようにいろいろな方策を使って完全に移行してまいりたいと考えております。課題につきましても、今後の委員会の中で議論してまいりたいと考えております。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは次に、教議第71号「令和5年度12月補正予算について」を議題といたします。

 なお、これより秘密会の審議となります。

 傍聴の方は退席してください。

教育総務課長 議案説明の前に議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

教育長 事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第71号「令和5年度12月補正予算について」ご説明申し上げ

げます。

10款教育費につきまして、補正前の額は、214億5,278万7千円でございますが、今回の補正額は、2億5,334万4千円の増で、補正後の額は、217億613万1千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、2億3,651万6千円の増で、補正後の額は、197億7,259万1千円でございます。

はじめに、10款教育費の人件費の調整に係る補正予算の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度の当初予算編成時においては、例年どおり、一定の方針に従い計上しておりましたが、人事異動やその後の職員の早期退職希望等により、給与の変更が生じたことから、その変更分をこの12月において補正するものであり、1億2,051万6千円の増額となっております。

なお、予算編成上、人件費は主な事業ごとに計上するものであり、実際にはそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しております。内容につきましては、教育委員会全体をまとめた形でお示ししております。

次に、2項小学校費及び3項中学校費につきましては、電気代の価格高騰に伴い、市立小中学校及び義務教育学校の光熱水費が不足することから関係経費を追加計上するものでございます。

次に、債務負担行為の追加分についてご説明申し上げます。

「アートプラザ管理業務委託料」につきましては、指定管理業務委託契約を締結するため、令和5年度から令和8年度までの間、2億7,600万円の債務負担行為の設定をするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和5年第4回市議会定例会にて、審議・決定をいたさうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員 教育費の中の光熱費につきましては、値上がりにより9,600万円もプラスになるということでしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第72号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第72号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市職員に準じ、幼稚園教諭の給与について改定しようとするものであり、期末手当の支給月数を0.05月引き上げようとするものでございます。令和5年度分は12月期に配分し、令和6年度以降は6月期、12月期に均等に配分することとしております。

また、この他の給与改定として、給料表の引上げ改定と勤勉手当の支給月数の引上げ改定がございますが、これらにつきましては、大分市職員に係る条例の規定を引用することとしているため、本条例における改正はございません。

なお、施行期日は、令和5年度分につきましては令和5年12月1日から、令和6年度以降の分につきましては令和6年4月1日からでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和5年第4回市議会定例会にて、審議・決定をいたさうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第73号「大分市公民館条例及び大分市公民館使用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長 教議第73号「大分市公民館条例及び大分市公民館使用料徴収条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市大分中央公民館の移転に伴い、大分市公民館条例及び大分市公民館使用料徴収条例について条例を一部改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしまして、大分市公民館条例において、大分市大分中央公民館の所在地を変更するとともに、現在、コンパルホール条例において規定されている大分市大分中央公民館相当部分の使用料並びに新たに設置される大分市大分中央公民館市民体育館の使用料につきまして、大分市公民館使用料徴収条例において規定するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和5年第4回定例会にて、審議・決定いただくものをございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第74号「公の施設に係る指定管理者の指定に

ついて」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

副館長兼
美術振興課長

教議第74号「公の施設に係る指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成19年度から指定管理者制度を導入しているアートプラザについて、現行の指定管理者である「アートプラザ共同事業体」による指定管理期間が本年度末をもって満了となりますことから、次期指定管理者を指定しようとするものでございます。

次期指定管理者の選定については、募集時点においてアートプラザの改修計画の可能性があったため、指定管理期間を現行の5年から3年に設定し、アートプラザの設置目的をより効率的かつ、効果的に達成するため、公募により選定することといたしました。

去る10月20日に指定管理予定者選定等委員会を開催した結果、申請のあった、株式会社コンベンションリンケージと株式会社メンテナンスで構成される「アートプラザ共同事業体」について、採点結果が6割以上であり、選定条件を満たしていることから、指定管理予定者として選定したところであり、当該団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会にてご決定の上は、令和5年第4回市議会定例会における審議・決定を経て、基本協定を締結する予定でございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員
教育長
教育長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教報議第17号「令和6年度当初予算要求について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教報議第17号は原案のとおり承認する。)

教育総務課長

それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。

教育長

それでは次に、教議第75号「県費負担教職員の処分の内申について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第75号は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

それでは、事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第75号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。また、関係する事務局職員を入室させてよろしいでしょうか。

教育長

予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

副館長兼

(お知らせ)

美術振興課長

「大分市美術館冬の特別展について」

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

他に何かございませんか。

教育総務課長

12月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

12月20日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他にございませんか。

全委員
教育長

(なしとの声)

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時23分 閉会)